号

外

(--)

平

成二十二年 二 月

日

目

次

規

則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行 に関する規則の一部を改正する規則

令

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

同

県

公

報

訓

(同 入

する規則をここに公布する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正

規

則

平成二十二年二月一日

岐阜県知事

古

田

_ _____

岐阜県規則第五号

改正する規則 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を

年岐阜県規則第六十五号) の一部を次のように改正する。 第二条の表警察本部長の項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七

次に次の四号を加える。 **六 地方自治法 (以下この項中「法」という。) 第二百三十八条の四第二項第四号の**

規定により公安委員会の所管に係る庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸 し付けること。

途又は目的を妨げない限度において使用を許可すること。 法第二百三十八条の四第七項の規定により公安委員会の所管に係る行政財産の用

七

法第二百三十八条の四第九項の規定により前号の規定による許可を取り消すこと。 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第三条の規定により公安委

九

員会の所管に係る行政財産の使用料を減免すること。

次の四号を加える。 第二条の表警察署長の項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に

平成二十二年二月一日

発行

岐 阜

県

公

報

号 外

毎週

(金曜日)

平成二十二年二月一日発行

発 発

行行

岐 岐

庁

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐阜

文

芸

社

岐阜市薮田南二丁目一番一

号